

# マルヤス FOOT BALL CLUB 83

## 規 約

### 第一章 総 則

- 第1条〔目 的〕 本クラブは、マルヤスFC83サッカースクールからの一貫性ある指導を目的にサッカーを通じ、精神力、技術、体力、礼節の向上をはかり健全なる青少年の育成をめざすものとする。
- 第2条〔名 称〕 本クラブは、マルヤス FOOT BALL CLUB 83（略称マルヤスFC83）とする。

### 第二章 構 成

- 第3条〔構 成〕 本クラブは、マルヤスFC83サッカースクール及びその父兄により構成する事を原則とする。
- 第4条〔会 員〕 会員は、規約を了承した者で別紙入会申込書に記入し、会長の承認を得た者とする。
- 第5条〔事務局〕 本クラブの事務局はマルヤス FOOT BALL CLUB 83 が行う。

### 第三章 役 員

- 第6条〔役 員〕 本クラブは、次の役員を置く。
- |       |     |     |     |       |     |
|-------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 会 長   | 1名  | 主 務 | 1名  | 会計監査役 | 若干名 |
| 副会長   | 2名  | 会 計 | 1名  |       |     |
| コ ー チ | 若干名 | 相談役 | 若干名 |       |     |
- 第7条〔役 割〕 会長は本クラブを代表し業務を統括し、目的達成のための活動を行う。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はクラブを代表し、総括管理を行う。
- コーチはクラブ員の指導にあたる。
- 主務はクラブの活動計画についての立案・計画・推進をはかる。
- 会計はクラブの会計を行う。
- 第8条〔選 出〕 本クラブの役員は総会で選出する。
- 第9条〔任 期〕 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 役員に欠員が生じた場合直ちに補充し、任務は前任者の残任期間とする。

### 第四章 会 計

- 第10条〔会 費〕 本クラブへの入会金は1人2,000円とする。
- 会費は1人1ヶ月2,000円とする。
- 但し、会費の徴集は3ヶ月に1回、又は6ヶ月に1回行う。
- 其の他会費として、日本協会個人登録費を別徴集する。
- 基本的には、4年生以上とする。徴集は、毎年3月とする。
- 第11条〔報 告〕 会計報告は年1回、本クラブ会員及び父兄が行う。

### 第五章 雑 則

- 第12条〔改 定〕 本規約の改定は総会出席者の過半数以上の賛同をもって行う。
- 第13条〔総 会〕 定例総会は年2回とし、2月・9月に開催する事を原則とする。
- 尚、必要に応じて会長が臨時総会を開催する事ができる。
- 第14条〔脱 退〕 会員の脱退は、事前に事務局へ申出する事。
- 尚、事務局は脱退申出を受けた時点で会費の精算をする。

# マルヤスFC83運営要領

1. 会 員           本クラブに、入会したい者は規約、運営要領を了承した者で別紙入会申込書に記入し、会長の承認を得た者とする。
  
2. 活 動           本クラブは、次の活動を行う。
  - (1)サッカーの試合・練習
  - (2)合宿
  - (3)遠征(海外・国内)・試合見学
  - (4)スキー・水泳など他のスポーツ
  
3. 実 施           原則として毎月2回以上の練習を行う。
  
4. 場 所           マルヤス工業(株)阿知和グラウンドを中心とする。
  
5. 用 具 等       (1)練習に必要なボール・靴などは各自負担とする。  
(2)試合に必要なユニフォームは、本クラブで提供する。
  
6. その他       (1)トレーニング・試合では極力ケガのないようにつとめる。  
(2)万一ケガ等の事故が発生した場合は応急手当は行うがそれ以上の責任は負わない。  
(3)会員は入会とともに傷害保険に加入する。(個人負担)

## マルヤス Foot Ball Club 83 入会申込書

ふりがな					生 年 月 日
選手の名前					H 年 月 日 ( 才)
学 校 名	学 校				
適 用	ポジション	身 長	体 重	血 液 型	
		cm	kg	型	

住 所	〒 - TEL ( ) -				
ふりがな					
保 護 者 名					
会 社 職 場					
	TEL ( ) -				
自宅の略図					

上記の通り、マルヤスFC83規約・運営要領等すべてを了承し、加入申込み致します。

平 成            年            月            日

保護者 \_\_\_\_\_ 印